

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第53号

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立歯科衛生専門学校学則（昭和57年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
<p>（授業料等の減免）</p> <p>第20条 条例第7条の規定による授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合に行うものとする。</u></p> <p>（1）<u>授業料</u> <u>修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい生徒が次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p>ア <u>火災、風水害等の非常災害により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u></p> <p>イ <u>保護者の疾病、障害又は死亡により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u></p> <p>ウ <u>通学又は下宿等（自宅からの通学が困難であるためにするものに限る。）に要する費用の多額の負担により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u></p> <p>エ <u>その他家計が困窮し、授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u></p> <p>オ <u>アからエまでに掲げる場合のほか、特別の理由により、特に減免する必要があると認められるとき。</u></p> <p>（2）<u>入学選抜手数料及び入学料</u> <u>火災、風水害等の非常災害により入学選抜手数料及び入学料の支弁が困難であると認められるとき。</u></p> <p>2 略</p> <p>別表（第6条関係）</p>				<p>（授業料等の減免）</p> <p>第20条 条例第7条の規定による授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免は、<u>災害その他の理由により授業料、入学選抜手数料及び入学料の納付が困難であると認められる者について行うものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>別表（第6条関係）</p>			
教育内容	授業科目	総単位数	学年別単位数	教育内容	授業科目	総単位数	学年別単位数
		位数	第1 第2 第3			位数	第1 第2 第3

		学年	学年	学年
科学的思考の 基盤・人間と 生活	略			
	人文科学・社 会学	4	3	1
	略			
略				
歯・口腔の健 康と予防に関 わる人間と社 会の仕組み	口腔衛生学	6	6	
	略			
略				
総合科学	略			
	コンピュ ータ学	3		3
合 計		119	55	43
		21		

様式第2号の2（第12条関係）

略
注 氏名を自署する場合には、押印を省略することが
できる。

様式第3号（第13条関係）

略
注 氏名を自署する場合には、押印を省略すること
ができる。

様式第4号（第14条関係）

略
注 氏名を自署する場合には、押印を省略すること
ができる。

様式第5号（第16条関係）

略
注 氏名を自署する場合には、押印を省略すること
ができる。

様式第6号（第16条関係）

略
注 氏名を自署する場合には、押印を省略すること
ができる。

様式第7号（第17条関係）

略
注 氏名を自署する場合には、押印を省略すること
ができる。

		学年	学年	学年
科学的思考の 基盤・人間と 生活	略			
	人文科学・社 会学	4	2	2
	略			
略				
歯・口腔の健 康と予防に関 わる人間と社 会の仕組み	口腔衛生学	6	4	2
	略			
略				
総合科学	略			
	コンピュ ータ学	3	3	
合 計		119	55	43
		21		

様式第2号の2（第12条関係）

略

様式第3号（第13条関係）

略

様式第4号（第14条関係）

略

様式第5号（第16条関係）

略

様式第6号（第16条関係）

略

様式第7号（第17条関係）

略

様式第 8 号（第20条関係）

略

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することが
できる。

2 「減免希望期間」の欄は、授業料の減免を受け
ようとする者のみ記載すること。

様式第 8 号（第20条関係）

略

注 「減免希望期間」の欄は、授業料の減免を受け
ようとする者のみ記載すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第20条並びに様式第2号の2及び様式第3号から様式第8号までの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に鳥取県立歯科衛生専門学校に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る教育内容、授業科目及び単位数並びに進級及び卒業については、なお従前の例による。